5　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　監事の監査の方法及びその内容
二　機構の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び通則法第三十五条の九第一項の年度目標（以下「年度目標」という。）の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
三　機構の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
四　機構の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
六　監査報告を作成した日

第六条から第八条までを次のように改める。

（通則法第三十五条の十一第二項の主務省令で定める期間）

第六条　機構に係る通則法第三十五条の十一第二項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

（業務実績等報告書）

第七条　機構に係る通則法第三十五条の十一第三項の報告書には、事業計画に定めた項目ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該項目が通則法第三十五条の九第二項第一号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第二号から第四号までに掲げる事項に係るものである場合には次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
イ　年度目標及び事業計画の実施状況
ロ　当該事業年度における業務運営の状況
ハ　当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び最近五年間の当該指標の数値
ニ　最近五年間の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報
二　当該項目が通則法第三十五条の九第二項各号に掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
イ　評定及び当該評定を付した理由
ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策
ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2　機構は、前項に規定する報告書を防衛大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（業務運営の効率化に関する事項の実施状況等報告書）

第八条　機構に係る通則法第三十五条の十一第四項の報告書には、第六条に定める期間に係る事業計画において、業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置として定めた項目ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　当該期間における当該項目の実施状況。なお、当該実施状況は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
イ　当該期間における年度目標及び事業計画の実施状況
ロ　当該期間における業務運営の状況
ハ　当該項目に係る指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値
二　前号に掲げる当該項目の実施状況について機構が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。
イ　評定及び当該評定を付した理由
ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策
ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2　機構は、前項に規定する報告書を防衛大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第十八条第一項第二号列記以外の部分中「第五条第二項」を「第二十一条第四項の規定により読み替えて準用する同条第二項」に改め、同条第一号中「通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（次号において「当該期間」という。）最後の」を「当該」に改め、同条第二号中「期間最後の」を削り、同条を第十九条とする。

第十七条の見出し中「認可の申請」を「認可申請」に改め、同条中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条の見出し中「認可の申請」を「認可申請」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条中「第三十八条第四項」を「第三十八条第三項」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の作成）

第十四条　機構に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　機構に関する基礎的な情報
イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の機構の概要
ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）
ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴
ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに機構への出向者の数
二　財務諸表の要約
三　財務情報
イ　財務諸表に記載された事項の概要
ロ　重要な施設等の整備等の状況
ハ　予算及び決算の概要
ニ　経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況
四　事業に関する説明
イ　財源の内訳
ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明

3　事業報告書には、通則法第三十五条の十に規定する事業計画に記載されたセグメント（機構を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「通則法改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（事業計画の認可申請に係る経過措置）

第二条　この省令の施行日を含む事業年度の事業計画に係るこの省令による改正後の独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（以下「新省令」という。）第四条の規定の適用については、「当該事業年度開始の日の三十日前までに」とあるのは「平成二十七年四月一日以後最初の年度目標の指示を受けた後遅滞なく」とする。